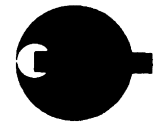


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

（告 示）	ページ
○特約業者の指定の取消し（税務課）	一
○自衛官募集（市町村課）	一
○土地改良事業計画の適否決定（耕地課）	一
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	二
○右 同	二
○都市計画事業の事業計画の変更	二
可（下水道課）	
（公 告）	
○大規模小売店舗の新設の届出に関する公告（金融・商業振興課）	二
○開発行為に関する工事の完了（建築課）	三
○特定調達契約に係る落札者等の公示（警察本部会計課）	四
（公安委員会告示）	
○機械警備業務管理者講習の実施	四

告 示

奈良県告示第二百十九号

奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）第百十條第二項の規定により、奈良県桜井県税事務所長が次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成十九年九月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

名 称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定の取消しの年月日
-----	-----------------	------------

田合 勝治
宇陀郡富爾村字井四九二の三
平成十九年七月三十一日

奈良県告示第二百十号

平成十九年度第三次募集期の「等陸士、二等海士及び一等空士の募集要領は、次のとおりである。

平成十九年九月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 応募資格
 - 二 募集期間
 - 三 試験時期
 - 四 試験場の名称及び所在地
 - 五 試験種目
 - 六 採用時期
 - 七 志願票用紙の交付場所及び志願票の提出先
 - 八 連絡先の名称及び所在地
- 1 自衛隊奈良地方協力本部

奈良市高畑町五二 奈良第二地方合同庁舎内
電話（〇七四二）三二七〇〇

2 自衛隊奈良地方協力本部奈良募集案内所
奈良市高天市町一 高天飯田ビル二階
電話（〇七四二）二七〇一

3 自衛隊奈良地方協力本部大津募集案内所
大津市川原町七九六 海老山ビル四階
電話（〇七四三）六三二五〇〇

4 自衛隊奈良地方協力本部橿原地域事務所
橿原市久米町六六一 大和開発ビル二階
電話（〇七四四）二七一九〇〇

5 自衛隊奈良地方協力本部五條地域事務所
五條市今井五丁目一 二 サンタウン二階
電話（〇七四七）三三三七八九

奈良県告示第二百一十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六條の二第五項において準用する同法第八條第一項の規定により、平成十九年九月二十日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。

なお、土地改良法第八條第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十九年九月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

協議者	事業計画	縦覧期間及び場所
橿原市長 安曾田 豊	水と農地活用促進事業（ 用排水路 膳夫地区	平成十九年十月一日から同月二十 二日まで 橿原市役所

奈良県告示第百二十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。
平成十九年九月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

風屋（イ）地区急傾斜地崩壊危険区域

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号
を結んだ線に囲まれた土地の区域

所在地及び標柱番号

- 吉野郡十津川村大字風屋五三〇番 一号
- 〃 三七三番一 二号
- 〃 七六一番 三号
- 〃 七五七番一 四号
- 〃 五七四番 五号

奈良県告示第百二十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成十九年九月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

寺垣内（ロ）地区急傾斜地崩壊危険区域

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱号と六号
を結んだ線に囲まれた土地の区域
所在地及び標柱番号

- 吉野郡下北山村大字寺垣内三三三番 一号

公 告

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十号。以下「法」といいます。）第五条
第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がありましたので、次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載し
た書面に、氏名及び住所（団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意
見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十九年九月二十八日から平成二十年一月
二十八日までに奈良県商工労働部金融・商業振興課に到着するよう提出してください。
平成十九年九月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 標原神宮店舗（サンデイ、サンドラッグ）

所在地 標原市大軒町二九一外十二筆

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 吉広商事株式会社

住所 標原市見瀬町一九八九

代表者 桐山 勲

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社サンデイ

住所 大阪府淀川区西宮原二丁目七十五〇

代表者 平井 晃

住所 東京都府中市若松町二丁目三八一

代表者 才津 達郎

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十年五月十五日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、三六〇平方メートル

- 〃 二五二番 二号
- 〃 二五三番一 三号
- 〃 二五四番 四号
- 〃 二八九番一 五号
- 〃 三三六番一 六号

奈良県告示第百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定により、次のとおり
都市計画事業の事業計画の変更を認可した。
平成十九年九月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

明日香村

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業明日香村流域関連公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十六年十二月一日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 取用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

昭和五十六年十二月奈良県告示第五百九十号、平成二年九月奈良県告示第三百六
一号、平成五年一月奈良県告示第五百三十一号、平成八年六月奈良県告示第百四十四
号及び平成十四年三月奈良県告示第六百十五号の事業地のうち、明日香村大字平田
字マツラ並びに大字御園字高宮、字サカイ、字アヤマ及び字倉並並びに大字豊浦字
出水、字下川原、字二坪、字川崎、字上川原、字井手ノ上、字井手ノ脇及び字川
原並びに大字稲渕字宮山並びに大字栢森字ホシカワラ、字シロカイト、字イシヤ、
字タナカ、字ウエタ、字アセカラ、字ハカノタニ、字ヒロゴゼ、字寺合口、字カケ、
字堂ノ上及び字ツジ田を加える。

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 三九台

2 駐輪場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 三九台

3 荷さばき施設の位置及び面積

位置 届出書添付図面記載のとおり

面積 八〇平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 届出書添付図面記載のとおり

容量 一一、四立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後九時四十五分

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後十時まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二箇所

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後八時まで

八 届出年月日

平成十九年九月十四日

九 縦覧場所

奈良県商工労働部金融・商業振興課

十 縦覧期間

平成十九年九月二十八日から平成二十年一月二十八日まで

十一 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。
なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十九年九月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成十八年十月十九日第七八一八七号

平成十九年八月八日第七八一八七二二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年九月十九日第六七六三三号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年九月十九日第四三三四号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市高山台一丁目九番地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市天王寺区上本町六丁目一番五号

近畿日本鉄道株式会社 取締役社長 小林哲也

五 公共施設の種別、位置及び区域

道路 香芝市高山台一丁目九番地の一部

下水道 香芝市高山台一丁目九番地の一部

一 許可番号

平成十九年二月七日第七八一七四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年九月十九日第六七六五号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年九月十九日第四三三六号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡河合町大字大輪田一八八五番地ノ三、一八九八番地ノ五、二二六三番地ノ

二及び二二六三番地ノ三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県尼崎市南武庫ノ荘三丁目四番地〇号

株式会社岸本建設 代表取締役 岸本吉史

五 公共施設の種別、位置及び区域

道路 北葛城郡河合町大字大輪田一八八五番地ノ三、一八九八番地ノ五の一部及び

二二六三番地ノ二

下水道 北葛城郡河合町大字大輪田一八八五番地ノ三、一八九八番地ノ五及び二二六三番地ノ二の各一部

六三番地ノ二の各一部

一 許可番号

平成十九年二月十九日第七八一八六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年九月十九日第六七五九号

三 開発区域に含まれる地域

葛城市中戸二六番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市蔵之宮町一〇番一八号

株式会社ウエブリーディング 代表取締役 清水正実

一 許可番号

平成十九年五月三十日第八〇一三三三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年九月十九日第六七六六号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年九月十九日第四三三三三三号

三 開発区域に含まれる地域

桜井市大字浅古一番地ノ二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

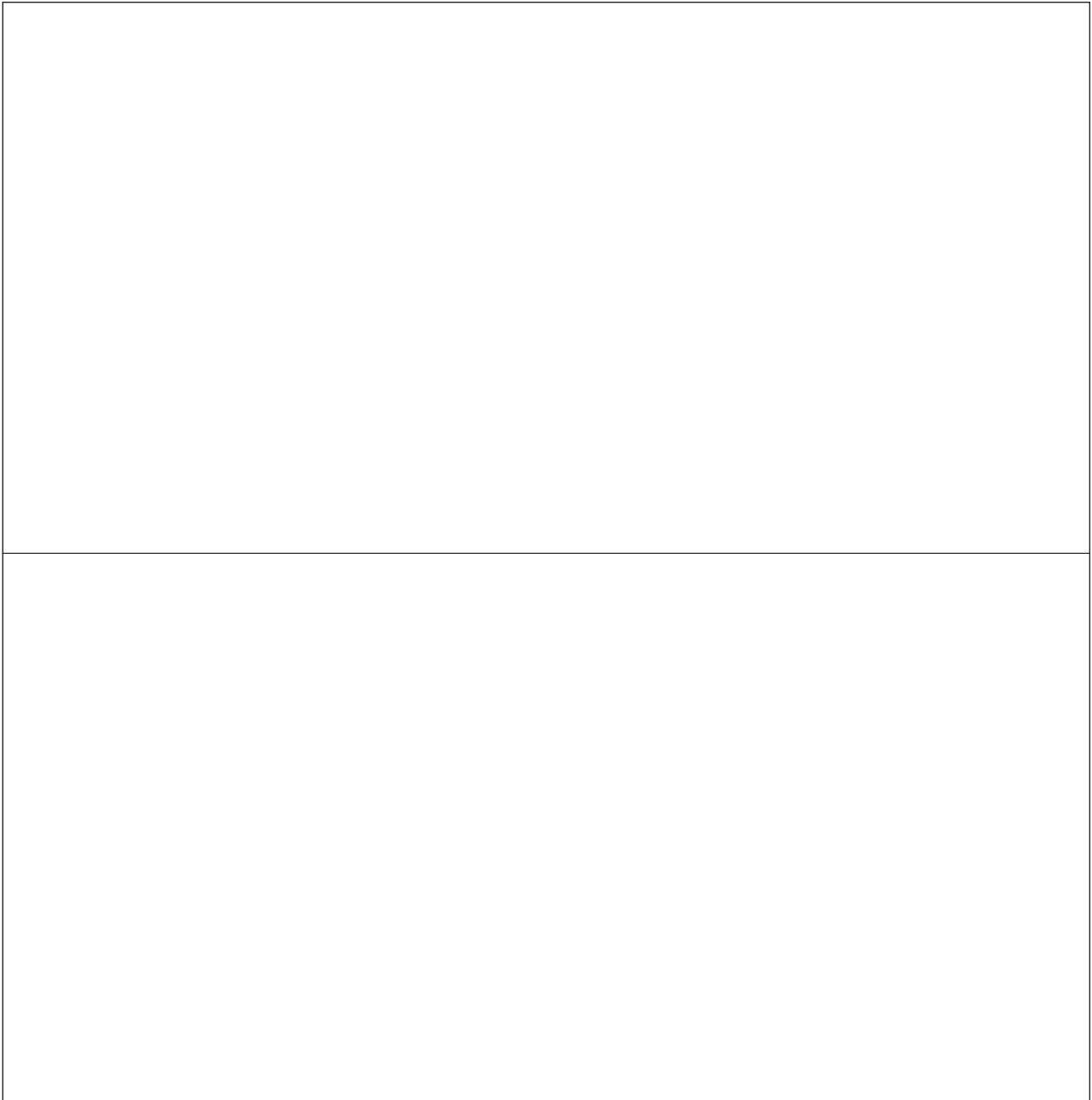
桜井市大字三輪七二番地ノ三

株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義

<p>五 公共施設の種類、位置及び区域 道路 桜井市大字浅古二番地ノ二の一部 公園 桜井市大字浅古二番地ノ二の一部 下水道 桜井市大字浅古二番地ノ二の一部</p> <p>~~~~~</p> <p>一 許可番号 平成十九年六月二十二日第八〇一三六号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年九月十九日第六七六四号 公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年九月十九日第四三三五号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 葛城市富麻元大橋方七五番地 七六番地及び七七番地ノ一</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 神戸市中央区八幡通三丁目一五一号 ヤマト住建株式会社 代表取締役 西津昌廣</p> <p>五 公共施設の種類、位置及び区域 道路 葛城市富麻元大橋方七五番地 七六番地及び七七番地ノ一の各一部 下水道 葛城市富麻元大橋方七五番地 七六番地及び七七番地ノ一の各一部</p> <p>~~~~~</p> <p>一 許可番号 平成十九年六月二十九日第八〇一五号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年九月十九日第六七八号 公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年九月十九日第四三三三三号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 橿原市土橋町一四一番地ノ一の一部及び一四二番地ノ六</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 桜井市大字三輪七二番地ノ三 株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義</p> <p>五 公共施設の種類、位置及び区域</p>	<p>道路 橿原市土橋町一四一番地ノ二の一部及び一四二番地ノ六 下水道 橿原市土橋町一四一番地ノ二の一部</p> <p>~~~~~</p> <p>一 許可番号 平成十九年七月十日第八〇一五八号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年九月十九日第六七六〇号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 大和高田市大字神楽一七三番地ノ一の一部及び一七三番地ノ五</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大和高田市大字神楽一七三番地ノ五 中谷忠夫</p> <p>~~~~~</p> <p>一 許可番号 平成十九年八月十三日第八〇一六九号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年九月十八日第六七五七号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 生駒郡斑鳩町稲葉車瀬一丁目八八番地ノ一〇</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 生駒郡斑鳩町龍田南五丁目四番一七号 村田元紀</p> <p>~~~~~</p> <p>一 許可番号 平成十九年九月十日第八〇一七〇号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年九月十九日第六七六一号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 葛城市富麻元大橋方三九番地ノ六及び三九番地ノ七</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>	<p>大阪府柏原市国分本町二丁目六番二号 浪建住販有限公司 取締役 岡田忠安</p> <p>物品等又は役務の調達について、落札者等々次のとおり公示します。 平成19年9月28日</p> <p>奈良県知事 荒井正吾</p> <ol style="list-style-type: none"> 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量 警察情報管理システム用端末機器等一式の借入れ 契約に関する事務を担当する部署等の名称及び所在地 奈良県警察本部警務部公出課 奈良市登大路町80番地 落札者を決定した日 平成19年8月31日 落札者の氏名及び住所 NECウエブ株式会社関西支社 大阪市中央区城見1丁目4番24号 落札金額 3,496,500円(同一月額) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札による。 競争入札の公告を行った日 平成19年7月17日
<p style="text-align: center;">公安委員会告示</p> <p>奈良県公安委員会告示第104号 警備業法(昭和47年法律第117号)第49条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年公安委員会規則第2号)第13条において準用する同規則第2条の規定により公示する。 平成19年9月28日</p> <p style="text-align: right;">奈良県公安委員会 委員長 永田正利</p>		

<p>1 実施期間、実施時間及び実施場所</p> <p>(1) 実施期間 平成19年11月5日(月)から同月8日(木)までの4日間</p> <p>(2) 実施時間 午前9時から午後5時まで。ただし、初日は、午前9時30分から午前9時50分まで受付を行い、午前10時から実施するものとする。</p> <p>(3) 実施場所 奈良県大和高田市幸町2番33号 財団法人 奈良県広域地域産業振興センター</p> <p>2 定員 20名</p> <p>3 受講申込手続</p> <p>(1) 受講の事前申込 講習を受けようとする者は、平成19年10月1日(月)から同月5日(金)までの午前9時から午後5時までの間に、奈良県警察本部生活安全部生活安全企画課(以下「生活安全企画課」という。)に対し、電話(受付電話番号0742-23-01110内線3043)による事前申込を行い、講習受理番号を取得すること。 なお、この申込は、受講者本人による先着順とし、定員になり次第受付を終了する。</p> <p>(2) 受講の申込み</p> <p>ア 申込期間 平成19年10月22日(月)から同月26日(金)まで</p> <p>イ 申込時間 午前9時から午後5時まで</p> <p>ウ 申込場所 奈良県内の各警察署生活安全課(係)。ただし、奈良県外に居住する者については、生活安全企画課においても申込みを行うことができる。</p> <p>エ 提出書類 次の書類を受講者本人又はその代理人がその場所に直接持参して受講を申し込むこと。この場合において、(1)により取得した講習受理番号を受付担当者に申し</p>		<p>出ること。</p> <p>(ア) 機械警備業務管理者講習受講申込書(申込書提出前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真1枚を貼り付けたもの) 1通</p> <p>(イ) 代理人が受講申込みを行う場合にあつては、受講者本人の委任状 1通</p> <p>4 講習手数料(受講申込みのときに奈良県収入証紙で納付すること。) 38,000円</p> <p>5 講習業務の委託 本講習は、社団法人奈良県警備業協会(奈良市法華寺町124番地の1)に委託して実施する。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 携行品 筆記具及び昼食</p> <p>(2) 問い合わせ先</p> <p>ア 奈良県内の各警察署生活安全課(係)</p> <p>イ 生活安全企画課</p>
--	--	--

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)



発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三三代

本誌は再生紙を使用しています。